解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

京都府宇治市宇治塔川一番地の二

有限会社山水

清算人　澤田　昌宏

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

大阪府大阪市中央区農人橋一丁目一番二二号

株式会社インハイ

代表清算人　金近　将雄

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

大阪市北区天満四丁目一五番一二号

サン・グローバル株式会社

代表清算人　山本　則之

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

福岡市博多区博多駅南四丁目六番二三号

株式会社藤吉製作所

代表清算人　藤木　潤志

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

佐賀県武雄市朝日町大字中野五〇七九番地二

有限会社ライテック

清算人　岡村　健一

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

熊本県玉名郡和水町内田二一六六番地二

株式会社イトー

代表清算人　伊藤　博

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

熊本市中央区水前寺一丁目三番四号

ダイコーホーム株式会社

代表清算人　大嶋　節生

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

大分県中津市大字大貞三七一番地三五

株式会社エーケン

代表清算人　安田　麻人

解散公告

当社は、平成二十五年十月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

沖縄県宜野湾市大山二丁目一番七号

有限会社伊波設備設計

清算人　伊波　盛康

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

千葉県松戸市新松戸四丁目二二三番の二

医療法人社団育生会

代表清算人　林　幹朗

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第二十一条の規定に基づき、存続期間の満了により平成二十五年十一月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

大阪市都島区片町二丁目七番一六号

財団法人片町福祉会館

代表清算人　山田　健一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

香川県高松市亀岡町一―一〇

財団法人香川県明善会

代表清算人　牧田　勝子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

香川県東かがわ市三本松一五〇〇番地一

財団法人大中三高会

代表清算人　川北　文雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

高知県高知市河ノ瀬町字上田ノ丸一〇二番地四

財団法人城山保育園運営協議会

代表清算人　河内　政寿

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

東京都港区三田三丁目四番二八号

財団法人保健衛生協会

代表清算人　川並　弘純

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第二十四条第一項の規定による存続期間の満了により平成二十五年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

富山市総曲輪二丁目三番一五号

財団法人桐樹育英会

清算人　布村　泰治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

長野県大町市南原三六九一番地二号　長野県大町高等学校内

財団法人大町高等学校同窓会

代表清算人　石原　學

代表清算人　横川　秀明